

令和元年9月12日

保護者 様

静岡県立藤枝東高等学校
校長 山田 淳一郎

インフルエンザ罹患に伴う治癒証明書の取扱いについて

日頃、本校の教育活動に御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、学校において予防すべき感染症の一つであるインフルエンザにつきまして、治癒証明書（登校許可証明書）取得に伴う家庭や医療機関の負担軽減、感染症の感染拡大を防ぐため、令和元年9月1日より県内高等学校の登校再開の判断が下記のとおり変更になりました。

記

- 1 変更点
 - ・インフルエンザと診断された際、別紙様式「インフルエンザ罹患証明書」を医師に記入してもらう。
 - ・出席停止期間中は各家庭で体温測定等の健康観察を行い「インフルエンザ経過報告書」に保護者が記入する。
 - ・出席停止期間を満了した時点で登校可能となる。その際、従来の登校許可証明書は必要ない。
- 2 その他
 - ・裏面にQ&Aを載せましたので、併せて御確認ください。
 - ・別紙様式「インフルエンザ罹患証明書」は御家庭で保管し、今後インフルエンザ様症状で医療機関に受診する際に持参してください。

担 当 養護教諭 渡邊比登美
電話番号 054-641-1680

インフルエンザに罹患した時の「罹患証明書」の取扱いについて Q&A

- Q 1 「罹患証明書」(インフルエンザに罹った証明書)はどうすればよいですか？
- A 1 今回配布した用紙を御家庭で保管し、インフルエンザ様症状で医療機関を受診する際に持参し、医師に記入してもらってください。
用紙を紛失してしまった場合は、学校ホームページからダウンロードできます。また、学校に取りに来ていただければお渡しします。
- Q 2 受診する際に「罹患証明書」を忘れてしまった場合、どうすればよいですか？
- A 2 受診した医療機関に用紙が置いてあれば書いていただけます。医療機関に用紙がなかった場合は、①お手持ちの「罹患証明書」②学校ホームページからダウンロード③学校に用紙を取りに来ていただくのいずれかの方法で用紙を用意していただき、「罹患証明書」下段にある、「インフルエンザ経過報告書」に体温等を記入してください。後から医療機関に「罹患証明書」を記入してもらいに行く必要はありません。ただし、登校する際に、インフルエンザに罹患したことを証明できるもの(お薬手帳、調剤明細書、薬の説明書の写し等)を併せて提出してください。
※ インフルエンザに罹患したことを証明できるものが提出されない
と、出席停止と認められない場合がありますので御注意ください。
- Q 3 出席停止期間は何日ですか？
- A 3 発症した日を0日として、その後5日間(計6日間)を経過し、かつ、平熱となった日を解熱0日目とし、平熱で過ごせる日を2日間経過するまでです。
- Q 4 熱が下がって2日たてば、発症してから5日間経過していなくても登校できますか？
- A 4 できません。発症した日を0日として、その後5日間を経過するまでは登校できません。
- Q 5 インフルエンザ以外の感染症による出席停止の書類はどうなりますか？
- A 5 この罹患証明書はインフルエンザのみ使用します。その他の出席停止が必要な感染症は今までどおり「登校許可証明書」が必要となります。

